

「行先地における休憩時間の確保」に関する 申し入れに対する団交開催!

これは、会社が組合員に対して昨年9月5日の大雨による新幹線の列車遅延で行先地において、10時59分出勤から23時48分まで一切休憩を与えず、翌日8時03分退出のところ13時45分まで乗務を強いられたことに関して申し入れしたことに対する団交です。

組合の本部と本社の団交の中で
会社は「乗務員の操配は適正に判断した。結果、行先地での待機となった。労基法第34条は始業から6時間を超える場合のことで、1勤務の総労働時間の総計が6時間を超えるという意味で、労基法違反ではない。休憩時間をどこに置くかは問わない」と回答をしてきました。

組合からは「労基法第34条で謳われている労働時間が6時間を超える場合の休憩時間は労働時間の途中で与えなければならない。今回は明らかに労基法違反だ。行先地に到着したときは、出勤から既に7時間を超えていた。この時点で休憩を与えなければならない。災害だから何をしても良いとはならない。乗務員への配慮が全くない」と抗議しました。

会社は「2暦日（泊勤務）で（仮眠）休憩を設けてあったので、法令違反ではない」と開き直りの態度に終始しました。また、「当該の乗務員には苦勞をかけた」と謝意は示しました。

最後に組合から「今回の災害時も、運用を指示する側に問題があった。安全配慮義務違反である。本社として指導せよ」と抗議しました。

繰り返される、列車遅延での休憩付与なしでの連続勤務は労基法違反だ!!
直ちに改めよ!!